

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書
～令和6年における状況について～
（概況報告と総括）

令和7年3月

原子力損害賠償紛争解決センター

目次

第 1 センターの組織	1
1 総括委員会	1
2 事務所体制	1
3 人員体制	3
第 2 申立ての動向	6
1 申立件数等	6
2 住所地別の申立件数等	11
3 損害項目別の申立件数等	14
4 業種別の申立件数等	15
第 3 取扱いの状況	16
1 既済件数及び未済件数の動向	16
2 和解成立の損害項目別動向	24
第 4 広報等	25
1 説明会の開催等	25
2 電話による問合せの状況	31
第 5 中間指針第五次追補	32
1 中間指針第五次追補の経緯及び概要	32
2 東京電力の対応	33
3 申立て及び運用状況	34
4 課題及び今後の対応	36
第 6 当面の課題と解決に向けた取組	38
1 本件事故発生から 13 年が経過して	38
2 ALPS 処理水に係る対応	38
3 審理の現状と課題	40
4 広報等における課題	44

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）の令和6年1月から12月までの1年間における活動状況について報告する。なお、第5、6において、東京電力株式会社¹による賠償の進捗状況に関する記述等一部の内容について令和7年1月末時点での状況を基に記述している。

第1 センターの組織

センターは、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）が行う東京電力福島第一、第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）による原子力損害の賠償に関して生じた紛争の和解の仲介手続（以下「和解仲介手続」という。）を実施する組織であり²、総括委員会³、パネル（仲介委員⁴による単独又は合議体の和解仲介手続の実施主体をいう。以下同じ。）及び和解仲介手続の庶務を行う文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室⁵（以下「和解仲介室」という。）から構成されている⁶。

1 総括委員会

総括委員会は、和解仲介手続を円滑かつ効率的に遂行するために和解仲介手続を総括する委員会として、審査会の下に設置され、令和6年12月末現在、審査会会長が指名した委員長1名及び委員2名の計3名で構成されている⁷。

総括委員会が令和6年に行った主な活動は次のとおりである。

（1）会議の開催

総括委員会の会議は、委員長が招集することとされており⁸、令和6年に計11回（第183回会議から第193回会議まで）開催した。

（2）主な決議事項

- ・令和5年活動状況報告書及びその概要について
- ・原子力損害賠償紛争解決センター組織規程別表2の令和6年3月14日付け改正（県北支所が所在するビル名の変更）について

2 事務所体制

センターは、東京都内に東京事務所（港区西新橋一丁目）、福島県内に福島事務所（郡

¹ 東京電力株式会社は、平成28年4月1日に会社分割によりホールディングカンパニー制に移行し、持株会社「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更。本件事故による原子力損害の賠償に責任を負うのは「東京電力ホールディングス株式会社」となる。以下、商号変更の前後を通じて「東京電力」という。

² 「原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領」（平成23年8月5日審査会決定。以下「要領」という。）第6条。

³ 要領第1条。

⁴ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第7条の2第1項。

⁵ 要領第7条。

⁶ 原子力損害賠償紛争解決センター組織規程（平成23年8月26日総括委員会決定）第1条。

⁷ 要領第1条。

⁸ 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程（平成27年8月23日総括委員会決定）第3条第1項。

山市）並びに同事務所の県北支所（福島市）、会津支所（会津若松市）、いわき支所（いわき市）及び相双支所（南相馬市）の5か所の計6事務所において業務を行っている。

東京事務所では、申立書の受付と各事務所で受け付けた申立書の受理を行うとともに、口頭審理等の和解仲介手続とそれに必要な連絡調整等の事務を行っている。また、文部科学省ホームページにおいて和解仲介の結果や事例集等を公表するといったセンターに関する情報提供を行うなどセンターの運営に関する各種事務を執り行っている。

福島事務所及び各支所では、本件事故の被災地に近いという特性を活かして、申立書の受付を行うとともに、申立ての方法などに関する各種問合せに、直接窓口で、あるいはフリーダイヤルによる電話で応じている（後記「第4 2 電話による問合せの状況」参照）。また、福島事務所にテレビ会議システムを設置し、福島事務所と東京事務所をつないで口頭審理等の手続を行うことができるようにしている。

さらに、福島事務所と東京事務所とが連携して、福島県内を中心とする各地の住民・事業者の方々を対象とした説明会の実施等や和解事例集（簡易版）等の配布などといったセンターやその活動に関する広報・周知活動に取り組んでいる（後記「第4 1 説明会の開催等」参照）。

3 人員体制

センターを構成する総括委員会、パネル（仲介委員）及び和解仲介室の人員体制の推移は、表1に示すとおりである。

【表1 センターの人員体制の推移】

○平成23年から令和6年までの推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	－	－	－	－	－	3	4	4	5	5	5	6
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276	277	278	270	227	207
調査官	28	91	193	192	189	184	181	161	132	105	84	77
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)	154 (26)	161 (28)	153 (28)	151 (28)	144 (27)	137 (27)	123 (26)	111 (23)	108 (22)	105 (23)
合計	193	411	603	639	623	619	608	582	541	494	427	398

	令和 5年	令和 6年
総括委員	3	3
総括委員会顧問	6	6
仲介委員	195	187
調査官	67	70
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	105 (24)	101 (24)
合計	376	367

※各年の12月末における人数を示したものである。

○令和6年別推移

	令和6年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総括委員	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
仲介委員	195	193	193	190	189	189	189	189	189	189	187	187
調査官	67	67	67	66	66	66	66	68	70	70	70	70
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	106 (26)	106 (26)	107 (26)	100 (24)	103 (24)	102 (23)	99 (23)	101 (23)	103 (24)	101 (24)	101 (24)	101 (24)
合計	377	375	376	365	367	366	363	367	371	369	367	367

※各月の月末における人数を示したものである。

※総括委員会顧問：総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う。（審査会の委員又は特別委員のうちから指名）

仲介委員：総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁護士）

調査官 ： 仲介委員を補佐する和解仲介室の職員（弁護士又は弁護士有資格者）

和解仲介室職員： 調査官以外の和解仲介室の職員であり、裁判所・法務省からの出向者、弁護士及び
文部科学省の職員等により構成される。

【概要】

令和6年12月末時点で、総括委員3名、総括委員会顧問6名、仲介委員187名（令和5年12月末比8名減）、調査官70名（同3名増）、和解仲介室職員101名（同4名減）である。調査官は、任期1年（再任可）の任期付非常勤職員である。再任を希望せず退職した者や自己都合により年度途中で退職をした者が一定数いることや、案件動向等を踏まえ、いわゆる新規採用を平成26年から令和5年まで行ってこなかったこともあり、近年、その人数は減少傾向にあったが、第五次追補策定等に伴う申立件数の動向を考慮し、令和6年は調査官を若干名増員した。

このほか、仲介委員の参考とするため、専門的知見に基づく調査及び評価を行う専門委員4名（建築の専門家2名、不動産鑑定士2名）が発令されている。

第2 申立ての動向

1 申立件数等

申立件数等の推移は、表2に示すとおりである。

【表2 申立件数等の推移】

○平成23年から令和6年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)	5,217 (14,371)	4,239 (18,610)	2,794 (21,404)
申立種別内訳						
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)	1,009 (19.3%)	986 (23.3%)	701 (25.1%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)	4,208 (80.7%)	3,253 (76.7%)	2,093 (74.9%)
申立人数 (分離を除く)	1,206	11,971	25,738	29,534	23,984	9,508
(分離を除いた累計)	-	(13,177)	(38,915)	(68,449)	(92,433)	(101,941)
申立人数 (分離を含む)	1,206	12,055	25,914	29,534	23,984	9,508
(分離を含んだ累計)	-	(13,261)	(39,175)	(68,709)	(92,693)	(102,201)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)	2,048 (39.3%)	1,742 (41.1%)	1,227 (43.9%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.6	6.3	5.7	5.7	3.4
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.7	6.3	5.7	5.7	3.4

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
期間別申立件数 (累計)	1,811 (23,215)	1,121 (24,336)	1,209 (25,545)	862 (26,407)	1,144 (27,551)	1,162 (28,713)
申立種別内訳						
法人申立て	472 (26.1%)	240 (21.4%)	175 (14.5%)	101 (11.7%)	98 (8.6%)	42 (3.6%)
個人申立て	1,339 (73.9%)	881 (78.6%)	1,034 (85.5%)	761 (88.3%)	1,046 (91.4%)	1,120 (96.4%)
申立人数 (分離を除く)	3,648	2,158	3,668	2,096	3,906	2,465
(分離を除いた累計)	(105,589)	(107,747)	(111,415)	(113,511)	(117,417)	(119,882)
申立人数 (分離を含む)	3,648	5,477	3,668	2,096	3,906	2,465
(分離を含んだ累計)	(105,849)	(111,326)	(114,994)	(117,090)	(120,996)	(123,461)
申立ての 弁護士代理件数	735 (40.6%)	385 (34.3%)	248 (20.5%)	159 (18.4%)	237 (20.7%)	38 (3.3%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.0	1.9	3.0	2.4	3.4	2.1
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.0	4.9	3.0	2.4	3.4	2.1

	令和5年	令和6年	全期間合計
期間別申立件数 (累計)	1,472 (30,185)	926 (31,111)	31,111
申立種別内訳			
法人申立て	52 (3.5%)	60 (6.5%)	5,976 (19.2%)
個人申立て	1,420 (96.5%)	866 (93.5%)	25,135 (80.8%)
申立人数 (分離を除く)	3,413	2,186	125,481
(分離を除いた累計)	(123,295)	(125,481)	
申立人数 (分離を含む)	3,413	2,186	129,060
(分離を含んだ累計)	(126,874)	(129,060)	
申立ての 弁護士代理件数	35 (2.4%)	33 (3.6%)	9,868 (31.7%)
1件当たりの申立人数 (分離を除く)	2.3	2.4	4.0
1件当たりの申立人数 (分離を含む)	2.3	2.4	4.1

○令和 6 年月別内訳

	令和6年					
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
期間別申立件数 (累計)	39 (30,224)	152 (30,376)	159 (30,535)	54 (30,589)	41 (30,630)	35 (30,665)
申立種別内訳						
法人申立て	2 (5.1%)	5 (3.3%)	9 (5.7%)	6 (11.1%)	5 (12.2%)	2 (5.7%)
個人申立て	37 (94.9%)	147 (96.7%)	150 (94.3%)	48 (88.9%)	36 (87.8%)	33 (94.3%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	75 (123,370)	322 (123,692)	347 (124,039)	104 (124,143)	103 (124,246)	459 (124,705)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	75 (126,949)	322 (127,271)	347 (127,618)	104 (127,722)	103 (127,825)	459 (128,284)
申立ての 弁護士代理件数	2 (5.1%)	2 (1.3%)	3 (1.9%)	3 (5.6%)	1 (2.4%)	2 (5.7%)
説明会経由の 申立件数	4 (10.3%)	96 (63.2%)	100 (62.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

	令和6年					
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
期間別申立件数 (累計)	100 (30,765)	109 (30,874)	61 (30,935)	88 (31,023)	56 (31,079)	32 (31,111)
申立種別内訳						
法人申立て	5 (5.0%)	7 (6.4%)	2 (3.3%)	5 (5.7%)	6 (10.7%)	6 (18.8%)
個人申立て	95 (95.0%)	102 (93.6%)	59 (96.7%)	83 (94.3%)	50 (89.3%)	26 (81.3%)
申立人数 (分離を除く) (分離を除いた累計)	173 (124,878)	207 (125,085)	95 (125,180)	151 (125,331)	88 (125,419)	62 (125,481)
申立人数 (分離を含む) (分離を含んだ累計)	173 (128,457)	207 (128,664)	95 (128,759)	151 (128,910)	88 (128,998)	62 (129,060)
申立ての 弁護士代理件数	5 (5.0%)	4 (3.7%)	1 (1.6%)	2 (2.3%)	2 (3.6%)	6 (18.8%)
説明会経由の 申立件数	63 (63.0%)	62 (56.9%)	19 (31.1%)	34 (38.6%)	16 (28.6%)	7 (21.9%)

※平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

※平成 26 年 5 月以降は、一部の申立ては「集合立件」（代理人が付されていない本人による集団申立てについて、同じ日に提出された複数の申立書を併せて 1 件として立件し、各申立書については枝番により管理を行うという立件方式）により計上している。

※括弧内のパーセントは、各件数を期間別申立件数で除した数値である。

※法人の代表者が同一申立書で、法人と個人のそれぞれの立場で被った損害を列記して申し立てた場合には、法人申立て 1 件として計上している。

※（累計）は、平成 23 年 9 月以降の累計である。

※申立件数のうち、平成 24 年：1 件、平成 25 年：2 件、平成 30 年：5 件は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立件数。

※申立人数のうち、平成 24 年：84 人、平成 25 年：176 人、平成 30 年：3,319 人は、和解仲介手続係属中の事案から手続上分離された事案の申立人数（申立人数は各案件が分離された年の年末時点集計）。この分離された事案の申立人数を除いたものが申立人数の上段、含んだものが下段となる。

○平成 23 年から令和 6 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数		521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794
内訳	初回申立て	521 (100.0%)	4,541 (100.0%)	4,009 (98.0%)	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)
	複数回申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	80 (2.0%)	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
期間別申立件数		1,811	1,121	1,209	862	1,144	1,162
内訳	初回申立て	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)	336 (39.0%)	524 (45.8%)	598 (51.5%)
	複数回申立て	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)	526 (61.0%)	620 (54.2%)	564 (48.5%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
		令和5年	令和6年				
期間別申立件数		1,472	926				
内訳	初回申立て	809 (55.0%)	456 (49.2%)				
	複数回申立て	663 (45.0%)	470 (50.8%)				
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)				

※初回申立て：申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合をいう。

複数回申立て：申立人が当該申立て以前に別の事件番号での和解仲介の申立てをしている場合をいう。

分離に係る申立て：当該申立てが手続上分離されたものである場合をいう。

※申立受付時に申立人の氏名・名称と事故時住所・所在地をもって複数回目の申立てと認識できた申立件数を「複数回申立て」として計上しており、厳密な本人確認等を行ったものではないため、「概数」としての統計となる。

※平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

○平成 23 年から令和 6 年までの 1 件の申立人数が 100 人以上の申立ての推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	累計
申立人数100人以上／件の期間別申立件数	1	10	10	36	16	14	0	0	1	1	3	0	1	1	94

※1件（1事件番号）当たりの申立ての申立人数が100人以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、申立人数 100 人以上の複数の申立てに分けて申し立てられた場合には、複数の申立てとして重複して集計される、逆に、複数の申立てに細分化して申し立てられた一つ一つの申立てが 100 人未満であった場合には集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまで、代理人が付かない本人による「集団」申立ては申立書ごとに事件番号が付されていたので集計の対象外となる等）。

※平成 25 年は、同年に分離された事案で 1 件の申立人数が 100 人以上の事案が 1 件ある。平成 25 年の申立件数については、令和 4 年までの活動状況報告書では誤って上記 1 件を含めて計上していたため、数値が異なっている。

※平成 30 年は、同年に分離された事案で 1 件の申立人数が 100 人以上の事案が 3 件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	4	7	4	51
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	3	6	3	97
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	2	2	0	52
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	9	15	7	204

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和 6 年の申立件数は 926 件⁹となり、令和 5 年（令和 5 年 1 月から 12 月までの 1 年間のことをいう。以下同じ。）と比較すると申立件数は 546 件（37.1%）減少した。また、個人による申立て（以下「個人申立て」という。）の件数と法人による申立て（以下「法人申立て」という。）の件数の内訳を見ると、前者は 866 件で令和 5 年と比較して 554 件（39.0%）減少したのに対し、後者は令和 5 年（52 件）とほぼ同水準（微増）の 60 件であった。月ごとの申立件数を見ると、2 月、3 月、7 月及び 8 月は 100 件以上であった。個人申立ての件数の減少要因としては、令和 5 年は、令和 4 年 12 月に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下「中間指針第五次追補」又は単に「第五次追補」という。後記「第 5 中間指針第五次追補」参照）が策定されたことを踏まえ、追加賠償が開始され間もない時期であったことによる申立てが一定程度あったのに対し、令和 6 年は直接請求による追加賠償の支払いが相当程度完了していること等が特に影響していると考えられる。一方、法人申立ての件数が令和 5 年と同水準（微増）となったのは、ALPS 処理水の海洋放出に関連する法人申立てが一定数あったことが影響しているものと思われる。なお、令和 6 年は申立人数が 100 人以上の申立てが 1 件あった（令和 5 年は 1 件）。

初回申立て（申立人が当該申立て以前に和解仲介の申立てをしていない場合）と複数回申立ての推移（概数）を見ると、令和 5 年と比べて、初回申立ての割合が 5.8% 減少している。全体に占める割合は、初回申立てが全体の 49.2%（件数自体は前年比 43.6%減）、複数回申立てが 50.8%（件数自体は前年比 29.1%減）である。平成 26 年から令和元年にかけては、初回申立ての件数、割合ともに段階的に減少していたが、令和 2 年以降は令和 5 年まで初回申立ての割合が増加し、令和 6 年は若干減少したが令和 2 年以前と比べると、本件事故から時が経過する一方で、なおも引き続きその割合は高い。初回申立ての割合は、令和 3 年頃から大幅に増加しているが、自治体と連

⁹ なお、平成 26 年 5 月以降、「集合立件」の方式を導入したため、平成 26 年以降の申立ての中には、それ以前であれば複数の件数となっていたところを 1 件にまとめた申立てが含まれている。平成 29 年から令和 6 年までに集合立件の方式を採用した申立ては 1 件ある。

携した広報・周知活動を実施するようになった時期とほぼ重なっており、両者には有意な関連があるように思われる。

令和6年の申立人数は2,186人であり、令和5年と比較すると36.0%減である。なお、令和6年における1件当たりの申立人数は2.4人であった。

弁護士の代理が付された申立てについては、令和5年と比較して2件減少し、33件（割合では前年比1.2%増の3.6%）である。この要因については必ずしも定かではないが、これも説明会における申立てが増えていることなどが影響しているのではないかと推察される。なお、必要な事案では適切に弁護士代理がなされ被害者に対する適正な賠償が実現されることが重要であり、「第6 3 審理の現状と課題」で後述する。

地方自治法上の普通地方公共団体である都道府県及び市町村による申立ては7件であり、令和5年より8件減っている。このうち、都道府県からの申立ては4件である。

2 住所地別の申立件数等

令和6年に行われた申立てについて、住所地別の申立件数等は、表3に示すとおりである。

【表3 住所地別の申立件数等】

		地方公共 団体名	平成 23.3.1 時点の人口 (※2)	事故時(※1)						申立時(※1)	
				件数	初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)		比率 (※3)	件数	比率 (※3)
福 島 県	浜通り (いわき市、 相馬市、新地町 を除く)	南相馬市	70,752	354	188	(53.1%)	166	(46.9%)	38.2%	360	38.9%
		双葉郡浪江町	20,854	120	9	(7.5%)	111	(92.5%)	13.0%	21	2.3%
		双葉郡富岡町	15,959	84	54	(64.3%)	30	(35.7%)	9.1%	13	1.4%
		双葉郡大熊町	11,570	74	43	(58.1%)	31	(41.9%)	8.0%	4	0.4%
		双葉郡双葉町	6,891	38	18	(47.4%)	20	(52.6%)	4.1%	1	0.1%
		相馬郡飯舘村	6,132	11	1	(9.1%)	10	(90.9%)	1.2%	1	0.1%
		双葉郡楢葉町	7,676	10	4	(40.0%)	6	(60.0%)	1.1%	7	0.8%
		双葉郡広野町	5,386	6	3	(50.0%)	3	(50.0%)	0.6%	6	0.6%
		双葉郡葛尾村	1,524	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	3	0.3%
		小計	146,744	698	321		377		75.4%	416	44.9%
	浜通り (いわき市、 相馬市、新地町 に限る)	いわき市	341,463	37	22	(59.5%)	15	(40.5%)	4.0%	122	13.2%
		相馬市	37,721	9	6	(66.7%)	3	(33.3%)	1.0%	18	1.9%
		相馬郡新地町	8,178						0.0%	4	0.4%
		小計	387,362	46	28		18		5.0%	144	15.6%
	県北	福島市	291,992	27	19	(70.4%)	8	(29.6%)	2.9%	40	4.3%
		二本松市	59,665	6	2	(33.3%)	4	(66.7%)	0.6%	8	0.9%
		伊達市	65,749	5	3	(60.0%)	2	(40.0%)	0.5%	7	0.8%
		伊達郡川俣町	15,505	2		(0.0%)	2	(100.0%)	0.2%	3	0.3%
		安達郡大玉村	8,636	2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0.2%	6	0.6%
		本宮市	31,507	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	4	0.4%
		小計	473,054	43	26		17		4.6%	68	7.3%
	県中	郡山市	338,882	23	17	(73.9%)	6	(26.1%)	2.5%	72	7.8%
		石川郡玉川村	7,231	2	2	(100.0%)		(0.0%)	0.2%	2	0.2%
		須賀川市	79,109	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	3	0.3%
		田村市	40,234	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		石川郡石川町	17,717	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%		0.0%
		田村郡三春町	18,089	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	3	0.3%
		石川郡古殿町	5,981						0.0%	1	0.1%
		小計	507,243	29	22		7		3.1%	82	8.9%
	県南	白河市	64,602	7	5	(71.4%)	2	(28.6%)	0.8%	11	1.2%
		西白河郡西郷村	19,729	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	2	0.2%
		東白川郡棚倉町	15,011	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%		0.0%
		東白川郡塙町	9,811	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%		0.0%
		西白河郡矢吹町	18,365						0.0%	2	0.2%
		小計	127,518	10	8		2		1.1%	15	1.6%

		地方公共 団体名	平成 23.3.1 時点の人口 (※2)	事故時(※1)						申立時(※1)	
				件数				比率 (※3)		件数	比率 (※3)
					初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)				
福 島 県	会津	会津若松市	125,872	2	1	(50.0%)	1	(50.0%)	0.2%	10	1.1%
		喜多方市	52,180	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	2	0.2%
		耶麻郡西会津町	7,283	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
		南会津郡下郷町	6,413						0.0%	1	0.1%
		河沼郡会津坂下町	17,266						0.0%	1	0.1%
		小計	209,014	4	3		1		0.4%	15	1.6%
	福島県内計		1,850,935	830	408		422		89.6%	740	79.9%

	都道府県名	事故時(※1)						申立時(※1)	
		件数					比率 (※3)	件数	比率 (※3)
			初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)				
北海道・東北	宮城県	13	4	(30.8%)	9	(69.2%)	1.4%	38	4.1%
	北海道	5	5	(100.0%)		(0.0%)	0.5%	9	1.0%
	山形県	2		(0.0%)	2	(100.0%)	0.2%	5	0.5%
	青森県	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	2	0.2%
	岩手県	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	3	0.3%
	秋田県						0.0%	2	0.2%
	小計	22	9		13		2.4%	59	6.4%
関東・甲信越	東京都	6	4	(66.7%)	2	(33.3%)	0.6%	22	2.4%
	茨城県	3	3	(100.0%)		(0.0%)	0.3%	18	1.9%
	神奈川県	3	1	(33.3%)	2	(66.7%)	0.3%	18	1.9%
	新潟県	3	1	(33.3%)	2	(66.7%)	0.3%	6	0.6%
	栃木県	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	5	0.5%
	群馬県	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	2	0.2%
	千葉県	1		(0.0%)	1	(100.0%)	0.1%	13	1.4%
	埼玉県						0.0%	13	1.4%
	山梨県						0.0%	1	0.1%
	小計	18	9		9		1.9%	98	10.6%
北陸・東海	石川県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	2	0.2%
	岐阜県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	3	0.3%
	愛知県						0.0%	1	0.1%
	小計	2	2				0.2%	6	0.6%
近畿	大阪府	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	7	0.8%
	滋賀県						0.0%	1	0.1%
	京都府						0.0%	2	0.2%
	奈良県						0.0%	3	0.3%
	小計	1	1				0.1%	13	1.4%

	都道府県名	事故時(※1)						申立時(※1)	
		件数	初回申立て(比率)		複数回申立て(比率)		比率 (※3)	件数	比率 (※3)
中国・四国	山口県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	徳島県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	愛媛県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	1	0.1%
	島根県						0.0%	1	0.1%
	広島県						0.0%	1	0.1%
	小計	3	3				0.3%	5	0.5%
九州・沖縄	福岡県	1	1	(100.0%)		(0.0%)	0.1%	3	0.3%
	鹿児島県						0.0%	1	0.1%
	小計	1	1				0.1%	4	0.4%
事故時住所なし(事故後に申立会社設立)		3	2	(66.7%)	1	(33.3%)	0.3%		0.0%
不明		46	21	(45.7%)	25	(54.3%)	5.0%		0.0%
福島県以外の国内計		96	48		48		10.4%	185	20.0%
海外	アメリカ						0.0%	1	0.1%
	小計						0.0%	1	0.1%
福島県以外計		96	48		48		10.4%	186	20.1%
合計		926	456		470		100.0%	926	100.0%

※ 1 住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、センターが申立時における実際の住所地を確認したものではない。

※ 2 福島県のホームページで公開されている推計人口「月報データ（平成 23 年）」から転記。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15847.html>

※ 3 令和 6 年の全申立件数 926 件に対する比率。

【概要】

令和 6 年の申立てを住所地別に見ると、事故時の住所地が福島県内である被害者からの申立てが全体の 89.6%を占めており、中でも、事故時の住所地が南相馬市である被害者からの申立件数が 354 件と全体の 38.2%を占めている。また、申立時の住所地別では、福島県内の被害者からの申立てが全体の 79.9%を占めており、その割合は令和 5 年（82.5%）、令和 4 年（85.6%）と比べると若干減少しているものの、令和 3 年（68.7%）と比べると引き続き高い。以上については、「第 4 1 説明会の開催等」で後述するように、地方公共団体等と連携して現地で説明会等を開催したり、広報チラシ等を配布したりといった広報・周知活動を積極的行ったことが大きな要因となっているものと考えられる。

次に、複数回申立てに着目すると、事故時の住所が双葉郡浪江町である被害者からの申立件数は 120 件であったが、そのうち複数回申立てが 111 件を占め、全申立件数に占める複数回申立ての比率は 92.5%と顕著に高い。その理由としては、平成 30 年 4 月に打ち切りによって終了した浪江町住民による集団申立事件に申立人として参加した浪江町住民による再度の申立てが多くあったことが一つの要因として挙げられる。

3 損害項目別の申立件数等

令和6年の損害項目別の申立件数等は、表4に示すとおりである。

【表4 損害項目別の申立件数等】

	申立 総件数	項目内訳								除染 費用
		避難費用	生命・身体 的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	
件数 (割合)	926	383 (41.4%)	144 (15.6%)	679 (73.3%)	158 (17.1%)	166 (17.9%)	40 (4.3%)	127 (13.7%)	87 (9.4%)	29 (3.1%)
前年比	62.9%	63.6%	82.8%	58.8%	86.3%	62.2%	62.5%	115.5%	126.1%	70.7%

参考) 令和5年

件数 (割合)	1,472	602 (40.9%)	174 (11.8%)	1,154 (78.4%)	183 (12.4%)	267 (18.1%)	64 (4.3%)	110 (7.5%)	69 (4.7%)	41 (2.8%)
------------	-------	----------------	----------------	------------------	----------------	----------------	--------------	---------------	--------------	--------------

※複数の損害項目を含む申立ては複数の項目に重複計上しているため、「項目内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「項目内訳」の「(割合)」は、各損害項目の件数を、「申立総件数」で除した数値である。

【概要】

令和6年に行われた申立てを損害項目別に見ると、各項目が占める割合は、令和5年とおおむね同様の傾向を示しており、精神的損害の申立てが引き続き高い割合を占めている。

なお、精神的損害の申立件数の更なる増加要因としては、「第5 3 申立て及び運用状況」で後述するように、中間指針第五次追補策定（令和4年12月）による影響があると考えられる。

4 業種別の申立件数等

令和6年に営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種の内訳は、表5に示すとおりである。

【表5 業種別の申立件数等】

	営業損害 申立件数	業種内訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数 (割合)	158	36 (22.8%)	14 (8.9%)	28 (17.7%)	11 (7.0%)	10 (6.3%)	2 (1.3%)	71 (44.9%)
前年比	86.3%	92.3%	87.5%	87.5%	183.3%	71.4%	33.3%	79.8%

参考) 令和5年

件数 (割合)	183	39 (21.3%)	16 (8.7%)	32 (17.5%)	6 (3.3%)	14 (7.7%)	6 (3.3%)	89 (48.6%)
------------	-----	---------------	--------------	---------------	-------------	--------------	-------------	---------------

※「サービス業等」には、サービス業のほかに、表に記載された農林水産業等に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上されているため、「業種内訳」の「(割合)」の合計は100%を超える。「業種内訳」の「(割合)」は、各業種の件数を「営業損害申立件数」で除した数値である。

【概要】

令和6年の営業損害の賠償の申立件数は158件である。令和5年と比較すると、25件減っている。

業種別の割合を見ると、農林水産業、販売業及びサービス業等の割合が高いが、令和5年と比較して顕著な変化は認められない。

第3 取扱いの状況

1 既済件数及び未済件数の動向

センターに申立てがあった事案の既済（終了）件数及び既済事由別内訳は、表6に示すとおりである。

【表6 取扱状況の推移】

○平成23年から令和6年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209
期間別既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(内訳)									
和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969
和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199
取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220
却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940

【参考】

一部和解成立	0	246	987	516	61	175	127	107	92
仮払和解成立	0	80	27	1	0	0	0	0	0

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	全期間合計
期間別申立件数	862	1,144	1,162	1,472	926	31,111
期間別既済件数	1,087	942	1,180	1,292	1,227	30,333
(内訳)						
和解成立	814	705	866	991	930	24,054
和解打ち切り	106	126	123	101	112	2,690
取下げ	167	111	191	200	185	3,587
却下	0	0	0	0	0	1
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	1
未済件数	715	917	899	1,079	778	778

【参考】

一部和解成立	27	31	17	278	131	2,795
仮払和解成立	0	0	0	0	0	108

○令和 6 年月別内訳

	令和6年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
期間別申立件数	39	152	159	54	41	35	100	109	61	88	56	32
期間別既済件数	126	108	118	109	118	84	102	104	80	107	92	79
(内訳)												
和解成立	87	82	90	84	92	67	74	77	62	84	67	64
和解打ち切り	11	10	13	7	8	10	7	11	6	11	11	7
取下げ	28	16	15	18	18	7	21	16	12	12	14	8
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	992	1,036	1,077	1,022	945	896	894	899	880	861	825	778

【参考】

一部和解成立	22	24	20	7	8	8	12	8	4	12	2	4
仮払和解成立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

※「未済件数」は各期間末における未済件数を示したものである。

※平成 27 年 1 月以降、既済案件の計上方法を、審理の結果が明らかになった日に計上する従来の方法から、
 手続完了日に計上する方法へと変更している。変更後の方法によれば平成 27 年に計上すべきもののうち、
 平成 26 年に既に計上したものがあるため、平成 27 年の既済件数がその分少なくなっている。

※「一部和解成立」「仮払和解成立」は、申立件数 1 件に対して同日に成立した案件がそれぞれ 2 件以上あつた場合においても、1 件として計上している。

※平成 27 年の既済件数のうち、和解成立と取下げの件数が、平成 29 年までの活動状況報告書と異なっている。

※「和解の仲介をしない」とは、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 10 条第 1 項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第 33 条に基づき「和解の仲介をしない」場合である。上記政令第 10 条第 1 項では、「申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときは、和解の仲介をしないことができる。」と規定されている。平成 30 年の 1 件は、東京電力に対して返還すべき過払金の確定を求めるものであったが、迅速な被害者救済に資するものではないことなどから和解の仲介をしないこととなったものである。

※「和解打ち切り」、「取下げ」には、それぞれ、早期一部支払（「第 5 3 申立て及び運用状況」及び「第 6 3 審理の現状と課題」で後述）により一部の事項について和解が成立したが、その余の事項について最終的に打ち切りに至ったもの 20 件、取下げに至ったもの 32 件を含む。

○平成 26 年から令和 6 年までの主な和解打ち切り理由の内訳

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
期間別既済件数	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388
(既済件数の内訳)						
和解成立	4,438 (87.8%)	3,643 (85.1%)	2,755 (81.0%)	1,581 (74.2%)	1,232 (67.8%)	969 (69.8%)
取下げ	316 (6.3%)	364 (8.5%)	447 (13.1%)	356 (16.7%)	333 (18.3%)	220 (15.9%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
和解打ち切り	300 (5.9%)	274 (6.4%)	201 (5.9%)	195 (9.1%)	252 (13.9%)	199 (14.3%)
(和解打ち切り理由の内訳)						
申立人の請求権を認定できない	177 (3.5%)	204 (4.8%)	154 (4.5%)	161 (7.6%)	148 (8.1%)	128 (9.2%)
申立人が和解案を拒否した	15 (0.3%)	13 (0.3%)	22 (0.6%)	11 (0.5%)	5 (0.3%)	6 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	42 (0.8%)	9 (0.2%)	6 (0.2%)	4 (0.2%)	49 (2.7%)	17 (1.2%)
申立人が資料提出に応じない	27 (0.5%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	17 (0.9%)	14 (1.0%)
申立人と連絡がとれない	25 (0.5%)	35 (0.8%)	12 (0.4%)	12 (0.6%)	16 (0.9%)	17 (1.2%)
その他	14 (0.3%)	8 (0.2%)	7 (0.2%)	4 (0.2%)	17 (0.9%)	17 (1.2%)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	合計
期間別既済件数	1,087	942	1,180	1,292	1,227	23,804
(既済件数の内訳)						
和解成立	814 (74.9%)	705 (74.8%)	866 (73.4%)	991 (76.7%)	930 (75.8%)	18,924 (79.5%)
取下げ	167 (15.4%)	111 (11.8%)	191 (16.2%)	200 (15.5%)	185 (15.1%)	2,890 (12.1%)
却下	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和解の仲介をしない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
和解打ち切り	106 (9.8%)	126 (13.4%)	123 (10.4%)	101 (7.8%)	112 (9.1%)	1,989 (8.4%)
(和解打ち切り理由の内訳)						
申立人の請求権を認定できない	55 (5.1%)	86 (9.1%)	55 (4.7%)	31 (2.4%)	58 (4.7%)	1,257 (5.3%)
申立人が和解案を拒否した	7 (0.6%)	3 (0.3%)	7 (0.6%)	4 (0.3%)	5 (0.4%)	98 (0.4%)
被申立人が和解案を拒否した	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	129 (0.5%)
申立人が資料提出に応じない	26 (2.4%)	10 (1.1%)	17 (1.4%)	11 (0.9%)	18 (1.5%)	148 (0.6%)
申立人と連絡がとれない	11 (1.0%)	22 (2.3%)	24 (2.0%)	31 (2.4%)	20 (1.6%)	225 (0.9%)
その他	5 (0.5%)	5 (0.5%)	20 (1.7%)	24 (1.9%)	11 (0.9%)	132 (0.6%)

※平成 26 年より、和解打ち切り理由について上記の分類で整理をしている。

※被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案のうち、東京電力社員又はその家族からの申立ての件数は、平成 25 年 10 件、平成 26 年 42 件、平成 27 年 9 件、平成 28 年 7 件、平成 29 年 4 件、平成 30 年 9 件、令和元年 4 件、令和 2 年 0 件、令和 3 年 0 件、令和 4 年 0 件、令和 5 年 0 件、令和 6 年 0 件であった（平成 28 年においては、同内容での再申立てであったため、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した案件 1 件（和解打ち切りの理由「その他」として計上）を含んでいる。）。なお、平成 29 年まで、被申立人が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案は、いずれも東京電力社員又はその家族からの申立てであった。

※被申立人が和解案を拒否した事案として、和解仲介手続と関連訴訟が共に係属し、双方の請求ないし訴訟物が重複しているために和解案の受諾を拒否したことから打ち切りになった事案が令和 2 年に 1 件あった。

※「その他」には、申立人の意思能力がないことが判明した場合などが含まれている。また、申立人及び被申立人の双方が和解案の受諾を拒否したために打ち切りとなった事案が令和 2 年に 1 件あった。

※「和解打ち切り」、「取下げ」には、それぞれ、早期一部支払（「第 5 3 申立て及び運用状況」及び「第 6 3 審理の現状と課題」で後述）により一部の事項について和解が成立したが、その余の事項について最終的に打ち切りに至ったもの 20 件、取下げに至ったもの 32 件を含む。

○平成 23 年から令和 6 年までの初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
期間別申立件数		521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794
内訳	初回申立て	521 (100.0%)	4,541 (100.0%)	4,009 (98.0%)	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)
	複数回申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	80 (2.0%)	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うち既済件数(令和6年12月末時点)		521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794
内訳	初回申立て	521 (100.0%)	4,541 (100.0%)	4,009 (98.0%)	3,823 (73.3%)	2,526 (59.6%)	1,341 (48.0%)
	複数回申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	80 (2.0%)	1,394 (26.7%)	1,713 (40.4%)	1,453 (52.0%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	1 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うち未済件数(令和6年12月末時点)		0	0	0	0	0	0
内訳	初回申立て	0	0	0	0	0	0
	複数回申立て	0	0	0	0	0	0
	分離に係る申立て	0	0	0	0	0	0

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
期間別申立件数		1,811	1,121	1,209	862	1,144	1,162
内訳	初回申立て	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)	336 (39.0%)	524 (45.8%)	598 (51.5%)
	複数回申立て	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)	526 (61.0%)	620 (54.2%)	564 (48.5%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うち既済件数(令和6年12月末時点)		1,811	1,121	1,209	861	1,132	1,144
内訳	初回申立て	830 (45.8%)	451 (40.2%)	438 (36.2%)	335 (38.9%)	521 (46.0%)	592 (51.7%)
	複数回申立て	981 (54.2%)	665 (59.3%)	771 (63.8%)	526 (61.1%)	611 (54.0%)	552 (48.3%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うち未済件数(令和6年12月末時点)		0	0	0	1	12	18
内訳	初回申立て	0	0	0	1 (100.0%)	3 (25.0%)	6 (33.3%)
	複数回申立て	0	0	0	0 (0.0%)	9 (75.0%)	12 (66.7%)
	分離に係る申立て	0	0	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

		令和5年	令和6年	合計
期間別申立件数		1,472	926	31,111
内訳	初回申立て	809 (55.0%)	456 (49.2%)	21,203 (68.2%)
	複数回申立て	663 (45.0%)	470 (50.8%)	9,900 (31.8%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (0.0%)
うち既済件数(令和6年12月末時点)		1,333	318	30,333
内訳	初回申立て	743 (55.7%)	164 (51.6%)	20,835 (68.7%)
	複数回申立て	590 (44.3%)	154 (48.4%)	9,490 (31.3%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (0.0%)
うち未済件数(令和6年12月末時点)		139	608	778
内訳	初回申立て	66 (47.5%)	292 (48.0%)	368 (47.3%)
	複数回申立て	73 (52.5%)	316 (52.0%)	410 (52.7%)
	分離に係る申立て	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※平成 29 年の初回申立件数及び複数回申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年の活動状況報告書と異なっている。

※本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 6 年 12 月末までに既済となった案件の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和 6 年 12 月末時点において未済である案件の件数を示す。

○平成 23 年から令和 6 年までの 1 件の申立人数が 100 人以上の申立ての推移

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	累計
申立人数100人以上／件の 期間別申立件数（分離を除く）	1	10	10	36	16	14	0	0	1	1	3	0	1	1	94
申立人数100人以上／件の 期間別申立件数（分離を含む）	1	10	11	36	16	14	0	3	1	1	3	0	1	1	98
申立人数100人以上／件の 期間別既済件数	0	0	2	15	10	7	6	23	26	2	0	0	1	1	93
（内訳）															
和解成立	0	0	2	12	9	7	3	5	15	2	0	0	1	1	57
和解打ち切り	0	0	0	3	1	0	2	18	11	0	0	0	0	0	35
一部和解成立あり	0	0	0	0	1	0	1	9	6	0	0	0	0	0	17
取下げ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数	1	11	20	41	47	54	48	28	3	2	5	5	5	5	5

※申立て1件（1事件番号）当たりの申立人数が100人以上の申立てを集計したものであり、申立人としては同じ「集団」との認識であっても、複数回に分けて申し立てられた場合には、それぞれ別の事件番号が付されることが通例であるため、申立人側の「集団」としての認識とは必ずしも一致しない（申立人の認識として一つの同じ「集団」でも、複数の申立てに分けられ、分けられた後の申立て1件当たりの申立人数が100人以上であった場合には、その件数分が集計される、複数の申立てに分けられた後の申立て1件当たりの申立人数が100人未満であった場合には、その件数は集計の対象外となる、「集合立件」を始めるまでは、代理人が付かない本人による「集団」申立ては、申立書ごとに事件番号が付されていたので、集計の対象外となる等）。

※「和解成立」となっている平成23年から令和6年までの累計57件の中には、和解仲介手続の過程において一部の申立人に対して打ち切りを行ったものが含まれており、その中には、被申立人が和解案を拒否したことによって一部打ち切りを行ったものが令和2年に1件ある。

○普通地方公共団体からの申立ての推移

		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	累計
普通地方公共 団体からの 期間別申立件数	都道府県	0	1	0	1	6	3	5	8	2	5	5	4	7	4	51
	市	0	1	1	15	13	14	7	11	12	6	5	3	6	3	97
	町	0	0	1	13	3	14	2	0	12	3	0	2	2	0	52
	村	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	4
	合計	0	2	2	30	22	33	14	19	26	15	10	9	15	7	204
普通地方公共 団体からの 期間別既済件数	都道府県	0	0	1	0	1	3	4	2	3	3	3	6	4	6	36
	市	0	0	1	2	13	5	8	10	10	10	10	7	6	6	88
	町	0	0	0	4	9	3	1	11	4	1	13	2	0	2	50
	村	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	4
	合計	0	0	2	6	24	11	13	25	17	14	27	15	10	14	178
	（合計内訳）															
	和解成立	0	0	2	6	23	11	13	24	15	13	16	15	10	13	161
	和解打ち切り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	0	1	13
	一部和解成立あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	4
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数		0	2	2	26	24	46	47	41	50	51	34	28	33	26	26

※地方公営企業による申立てを含まない。また、一つの普通地方公共団体において複数の申立てを行っているケースが幾つか存在することから、上記の申立件数は申立てをした普通地方公共団体の数と一致しない。

※平成 24 年～27 年の申立件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

※平成 24 年～28 年の既済件数については、平成 30 年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 29 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

※平成 24 年～27 年の未済件数については、令和元年の活動状況報告書において誤りを訂正したため、平成 30 年までの活動状況報告書と一部異なっている。

【概要】

令和 6 年の既済件数は 1,227 件であり、同年末における累計既済件数は 30,333 件となった。

令和 6 年中に受け付けた申立ては 926 件であり、年間の既済件数が申立件数を上回った。令和 5 年と比較すると、令和 6 年は、申立件数は 37.1%減少し、既済件数は 5.0%減少している。センターで手続中の件数を示す未済件数については、令和 5 年末時点では 1,079 件であったものが、令和 6 年末時点では 778 件に減少した。

令和 6 年の既済件数 1,227 件のうち、和解成立件数は 930 件であり、既済件数の 75.8%が和解成立により終了している。既済件数のうちの和解成立件数の割合である和解成立率は、平成 25 年から平成 28 年は 8 割を超え、平成 29 年以降は 8 割を下回り、7 割弱から 8 割弱の間で推移している。なお、和解成立率を累計でみた場合、令和 6 年末までの累計和解成立件数は 24,054 件であり、累計既済件数 30,333 件のうち 79.3%が和解成立により終了している。

一方、令和 6 年の既済件数のうち和解打ち切りにより終了した事案は 112 件あり、既済件数のうちの割合は、令和 5 年と比較すると、7.8%から 9.1%に増加している。また、令和 6 年に和解打ち切りにより終了した事案を和解打ち切り理由別にみると、申立人の請求権を認定できないことを理由としたものが 58 件（51.8%）ある。

令和 6 年に被申立人である東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなった事案の件数は、令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年に引き続き 0 件であった（令和 6 年末までの累計で 140 件¹⁰⁾）。

令和 6 年に和解成立により終了した事案における、各手続段階の平均的な審理の進行及びそれに要する期間は次のとおりである。まず、申立書の受付から約 1～1.5 か月で担当仲介委員及び担当調査官が指名される。次いで、その旨が申立人等に通知され、この通知に前後して被申立人である東京電力の答弁書が提出される。その後、仲介委員による審理・調査等が進められ、仲介委員の指名から平均 8.6 か月¹¹⁾で和解案提示が行われ、双方が受諾する場合には和解契約が交わされる。なお、仲介委員等の指名か

¹⁰⁾ 「平成 26 年から令和 6 年までの主な和解打ち切り理由の内訳」に記載の 129 件に、平成 25 年以前の案件 10 件、平成 28 年に生じた案件 1 件（同内容で再申立てがあった案件について、和解案を提示する前に被申立人が拒否の意向を示した）を加えている。

¹¹⁾ 早期一部支払いも含む全体の平均。

ら和解案提示までの期間の各年における平均審理期間は以下の通り。

【表 7 平均的な審理期間の推移】

単位：月

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
全データ	4.6	4.9	6.2	7.9	10.9	11.0	10.0	7.9	8.8	8.4	8.6
自治体・集団集合案件 を除いたデータ	4.5	4.6	5.9	7.6	10.3	9.9	9.5	7.6	8.5	8.0	8.2

※全データのうち平成 27、28 年の値については、再度計算しなおしたため、令和 5 年までの活動状況報告書と異なっている。

このように、平均的な審理期間は当初に比べると長期化する傾向にあったが、令和 2 年以降は 10.0 か月以下となっている。平成 28 年以降長期化してきた要因としては、本件事故からの時の経過に伴い、各種復興施策の進展やそれぞれの被害者が置かれている生活環境の変化等によって、事業や生活の具体的な事情が多様に変化しており、その多様な状況ないし事情を個別具体的に捉えて丁寧に審理することが、和解案を提示するために必要となってきたという点や、本件事故発生前後の状況についての的確な資料（関係者の記憶等の主観的なものを含む。）の散逸が進行してきているという点、また、すでに複数回申立てをして和解が成立している事案では、賠償されていない損害項目を検討するに当たり、より慎重な聴き取りが必要となる点などが挙げられる。

また、「第 5 3 申立て及び運用状況」及び「第 6 3 審理の現状と課題」で後述するように、令和 5 年からの取組として、中間指針第五次追補の策定を踏まえ、被害者に対する迅速な賠償の実現のため、総括基準「早期一部支払の実施について」（平成 24 年 12 月 21 日付）を積極的に活用し、個人による申立事件のうち希望者について、中間指針第五次追補にかかる損害賠償を請求した場合を中心に、東京電力が答弁書で賠償を認めた部分については先行して和解を成立させ、早期の支払いを実現するとの運用を実施した。この運用は令和 5 年以降における平均的な審理期間の短縮に影響を与えたと考えられる。なお、令和 5 年以降に早期一部支払を活用した場合に限った、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間の平均は、1.5 か月であった。

他方で、申立人の数や請求項目が多かったり、判断すべき事項が複雑困難であったりすることが通常であるなど、典型的に審理に一定の時間及び労力を要する集団申立案件、地方公共団体による申立案件、営業損害の賠償を求める案件などは、いずれも申立件数がピーク時に比べて減っている（集団申立案件は平成 28 年は 14 件であったのに対し、その後は 0 件から 3 件で推移。地方公共団体による申立案件は令和元年は 26 件であったのに対し、令和 2 年は 15 件、令和 3 年は 10 件、その後は 7 件から 15 件で推移。営業損害の賠償を求める案件は令和元年は 302 件であったのに対し、その後は、171 件から 185 件で推移したのち、令和 6 年は 158 件。）。こうした典型的に一定

の時間及び労力を要する案件の申立件数が減少していることは、審理期間にも影響していると表 7 から読み取れ、特に、地方公共団体による申立案件と営業損害の賠償を求める案件の減少は、令和 2 年以降審理期間が短縮に転じた一つの要因とも考えられる。

2 和解成立の損害項目別動向

令和6年にセンターで和解が成立した事案の損害項目別の件数等の内訳は、表8に示すとおりである。

【表8 損害項目別の和解成立件数等】

	和解成立 総件数	項目内訳										
		避難 費用	生命・身体 的損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数 (割合)	930	410 (44.1%)	63 (6.8%)	711 (76.5%)	487 (52.4%)	75 (8.1%)	82 (8.8%)	26 (2.8%)	115 (12.4%)	46 (4.9%)	32 (3.4%)	40 (4.3%)
前年比	93.8%	103.5%	114.5%	93.1%	94.9%	79.8%	97.6%	78.8%	129.2%	191.7%	82.1%	105.3%

参考) 令和5年

件数 (割合)	991	396 (40.0%)	55 (5.5%)	764 (77.1%)	513 (51.8%)	94 (9.5%)	84 (8.5%)	33 (3.3%)	89 (9.0%)	24 (2.4%)	39 (3.9%)	38 (3.8%)
------------	-----	----------------	--------------	----------------	----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

【概要】

令和4年以前と比較すると、令和5年と同様に精神的損害の割合が高い。その要因としては、「第5 3 申立て及び運用状況」で後述するように、中間指針第五次追補策定（令和4年12月）による影響があると考えられる。また、弁護士費用の割合については令和5年と同様に低いですが、その要因としては、近年の弁護士代理による申立ての減少による影響があると考えられる。全体として、近年の傾向と同様であり、今年に限った顕著な変化は認められない。

第4 広報等

1 説明会の開催等

センターでは、いまだに初回申立てが一定数あること、また、令和5年申立件数1,472件のうち816件(55.4%)が説明会経由であったことから、本件事故による被害者に、センターの存在・役割及び和解仲介手続について知っていただき、また、ご理解いただけるよう、令和5年に引き続き広報チラシの配布や様々な機会を捉えた説明会の開催など、広報・周知活動に引き続き積極的に取り組んでいる。

令和6年において福島事務所と東京事務所が連携して取り組んだ説明会の実施状況及び申立件数並びに詳細な取組は以下の通り。

(1) 説明会の実施状況及び申立件数

センターでは、地方公共団体や関係機関との連携により、福島県内外に居住する被害者を対象として、センターの業務や和解仲介手続の概要、申立方法等についての説明会を、特に、確定申告及び健康診断の時期を中心として開催してきている。令和6年は、表9のとおり、説明会を111回実施し、延べ194名の調査官が対応に当たった。

令和5年は、浪江町、南相馬市、大熊町、富岡町、双葉町と連携して確定申告会場¹²や健康診断会場と併設する形でブースを設ける形式で説明会を実施したが、令和6年においてもこれらの自治体と引き続き連携し、説明会を実施した。加えて、福島県外のNPO法人とも連携した説明会も主催団体のニーズに沿う形で実施している。また、富岡町においては、令和4年12月以来、富岡町役場や近隣の公共施設に個別説明窓口を原則毎月1回開設している。

説明会経由の申立て(説明会において申立てがされたもの)の割合は、令和4年は申立全体の62.6%(1,162件のうち727件)、令和5年は55.4%(1,472件のうち816件)、令和6年は43.3%(926件のうち401件)と引き続き高い割合となっている(表10のうち説明会経由申立件数参照)ことから、地方公共団体等と連携した説明会を積極的に開催することは、十分な救済を受けていない被害者への働きかけとして有効であると考えられる。加えて、初回申立ての割合は、令和3年頃から大幅に増加しているが、自治体と連携した広報をするようになった時期とほぼ重なっており、両者の間には有意な関連があるように思われる。説明会によって、これまで和解仲介手続を利用したことがなかった被害者への働きかけをすれば初回申立てに結び付くということであり、未だに申立てに至っていない被害者が多く残されていると考えられることを踏まえた広報・周知活動が引き続き必要と考えられる。

なお、説明会を初めて実施した令和元年以降の説明会経由の申立件数及び説明会主催地別申立件数は表10に示すとおりである。また、月別で見ても説明会を実施した月は顕著に申立件数が多い(表2のうち令和6年月別内訳参照)。

また、生活基盤喪失・変容による精神的損害の増額案件等の第五次追補に関する重

¹²地方公共団体で行われている県民税・市町村民税の申告相談会場。

要な和解事例をセンターとして公表してからは、それらについてイラスト等を用いながら、よりわかりやすく記載した広報チラシを作成し、健康診断会場や浜通り地区のイベント会場にて実施した説明会において配布した。広報チラシ作成に際しては、配布時の受け手の反応等も踏まえ、専門用語等については可能な限り解説を付ける等、引き続きわかりやすさを重視するよう努めていきたいと考えている。

引き続き、福島事務所と東京事務所とが連携して、地方公共団体等との緊密な連携を図りながら、説明会の実施等への協力など、福島県内の各地域の実情に即したきめ細かな広報・周知活動に一層注力し、適切な賠償が実現されるよう努めていきたいと考えている。

【表 9 令和 6 年 説明会の実施状況】

期間・回数	協力機関	場所・場面	合計申立件数
2月8日～3月11日 12回	南相馬市	確定申告会場	85件
2月15日～3月15日 16回	浪江町	確定申告会場	42件
2月15日～3月13日 8回	富岡町	確定申告会場	31件
2月26日～2月28日 3回	双葉町	確定申告会場	8件
3月1日～3月11日 2回	福島県	確定申告会場	16件
3月2日 1回	福島県	相談会場	3件
3月6日～3月13日 4回	大熊町	確定申告会場	11件
7月2日～8月29日 26回	南相馬市	健康診断会場	121件
9月9日～10月26日 6回	浪江町	健康診断会場	28件
10月10日～10月11日 2回	富岡町	健康診断会場	10件
10月30日～12月10日 5回	大熊町	健康診断会場	21件
毎月1回程度 9回	富岡町	定期個別説明会	3件
8月7日、9月4日、10月 2日、11月6日、12月4	-	福島事務所における 夜間臨時開所	6件

日			
上記以外 12 回	NPO 法人	福島県、神奈川県、大阪府	16 件

【表 10 令和元年から令和 6 年までの説明会主催地別申立件数の推移】

		全体	説明会経由									
			浪江町	南相馬市			大熊町	富岡町	双葉町	左記以外		
				鹿島	原町	小高						
令和元年												
申立件数 (割合)		1,209 (6.5%)	78 (5.5%)	66 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (1.0%)
うち初回申立て		438	24	15	0	0	0	0	0	0	0	9
既済件数		1,209	78	66	0	0	0	0	0	0	0	12
うち和解成立		861	51	43	0	0	0	0	0	0	0	8
うち取下げ		196	19	17	0	0	0	0	0	0	0	2
うち打ち切り		152	8	6	0	0	0	0	0	0	0	2
未済件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和２年												
申立件数 (割合)		862 (25.4%)	219 (18.3%)	158 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	61 (7.1%)
うち初回申立て		336	73	25	0	0	0	0	0	0	0	48
既済件数		861	219	158	0	0	0	0	0	0	0	61
うち和解成立		646	162	120	0	0	0	0	0	0	0	42
うち取下げ		112	32	21	0	0	0	0	0	0	0	11
うち打ち切り		103	25	17	0	0	0	0	0	0	0	8
未済件数		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和３年												
申立件数 (割合)		1,144 (21.3%)	244 (16.7%)	191 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	53 (4.6%)
うち初回申立て		524	46	20	0	0	0	0	0	0	0	26
既済件数		1,132	243	190	0	0	0	0	0	0	0	53
うち和解成立		906	186	143	0	0	0	0	0	0	0	43
うち取下げ		114	34	32	0	0	0	0	0	0	0	2
うち打ち切り		112	23	15	0	0	0	0	0	0	0	8
未済件数		12	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
令和４年												
申立件数 (割合)		1,162 (62.6%)	727 (14.9%)	173 (35.4%)	411 (6.5%)	75 (22.5%)	262 (6.4%)	74 (7.8%)	91 (1.4%)	16 (0.0%)	0 (0.0%)	36 (3.1%)
うち初回申立て		598	403	22	275	60	167	48	68	12	0	26
既済件数		1,144	721	171	409	75	260	74	90	16	0	35
うち和解成立		852	518	138	273	55	170	48	65	13	0	29
うち取下げ		182	134	19	96	13	64	19	16	1	0	2
うち打ち切り		110	69	14	40	7	26	7	9	2	0	4
未済件数		18	6	2	2	0	2	0	1	0	0	1

		全体	説明会経由								
			浪江町	南相馬市			大熊町	富岡町	双葉町	左記以外	
				鹿島	原町	小高					
令和 5 年											
申立件数 (割合)	1,472	816 (55.4%)	111 (7.5%)	512 (34.8%)	129 (8.8%)	339 (23.0%)	44 (3.0%)	53 (3.6%)	76 (5.2%)	14 (1.0%)	50 (3.4%)
うち初回申立て	809	487	16	337	105	205	27	39	65	7	23
既済件数	1,333	755	101	488	125	326	37	44	69	11	42
うち和解成立	976	534	66	349	91	236	22	29	47	7	36
うち取下げ	248	160	25	98	24	61	13	11	19	3	4
うち打ち切り	109	61	10	41	10	29	2	4	3	1	2
未済件数	139	61	10	24	4	13	7	9	7	3	8
令和 6 年											
申立件数 (割合)	926	401 (43.3%)	70 (7.6%)	206 (22.2%)	45 (4.9%)	139 (15.0%)	22 (2.4%)	32 (3.5%)	44 (4.8%)	8 (0.9%)	41 (4.4%)
うち初回申立て	456	215	5	127	31	83	13	20	31	6	26
既済件数	318	141	22	78	21	51	6	7	13	6	15
うち和解成立	185	77	12	36	12	22	2	6	12	5	6
うち取下げ	92	52	10	33	6	24	3	1	1	0	7
うち打ち切り	41	12	0	9	3	5	1	0	0	1	2
未済件数	608	260	48	128	24	88	16	25	31	2	26

※本表における「既済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和6年12月末までに既済となった案件の件数を示す。また、本表における「未済件数」とは、当該年に申し立てられた案件のうち、令和6年12月末時点において未済である案件の件数を示す。

(2) わかりやすい広報媒体の作成・配布

センターでは、イラスト等を多用した見やすくわかりやすい広報チラシ等を作成している。具体的には、説明会を開催する地域に特化した和解事例を掲載した広報チラシや、地方公共団体ごとにイラスト及び解説を入れたわかりやすい事例集等を作成し、その地域の広報誌に同封したり、説明会の会場で手渡しをしたりするなどして配布した。

さらに、福島県が全国の避難者に向けて発行する「ふくしまの今が分かる新聞」に和解事例を掲載するとともに、複数の地方公共団体が発行する広報誌や避難者を支援するNPO法人が発行する広報誌等に、センターの案内記事や和解事例を令和4年以降掲載している。加えて、広く情報発信する観点から、文部科学省のソーシャルメディアアカウントを用いてfacebookやX(旧Twitter)のようなSNSを活用した広報・周知活動を令和5年に引き続き実施している。令和7年にはセンターの事務等をさらにわかりやすく説明するための漫画冊子の配布も予定している。

(3) 広報推進のための関係団体との協議会・勉強会

センターの和解仲介手続や申立ての現状等に関して理解を深めていただき、連携をより強化するために、近年、福島県弁護士会や福島県司法書士会と、審理や申立ての状況等をテーマとした協議会やセンターの手続についての勉強会などを開催している。

令和6年には福島県弁護士会を対象に協議会を開催した。また、令和6年に生活基盤喪失・変容による精神的損害の増額案件等の第五次追補に関する重要な和解事例をセンターとして公表したことを踏まえ、福島県弁護士会に対して、公表事例を損害賠償項目ごとにわかりやすくまとめた資料も提供した。

加えて、被害者に身近な団体等から適時適切にセンターを紹介いただくことを目的に、社会福祉協議会への周知活動や避難者支援団体向けに勉強会も開催した。

（４）原子力損害賠償事例集

センターは、広報・周知活動の一環として、和解仲介手続の利用を検討している被害者の方や、被害者を支援する各地方公共団体その他の団体等の便宜のため、センターにおける和解事例をとりまとめ、原子力損害賠償事例集¹³として公表している。

令和6年11月には令和6年版の原子力損害賠償事例集として、令和5年版事例集に掲載された和解成立事例の公表時点以降に公表された和解成立事例（具体的には令和4年8月から令和5年12月までに和解が成立した公表事例の全て及び令和6年1月から同年3月までに和解が成立した公表事例の一部。公表番号1878から2031まで）を収録し、公表した。

なお、本報告書の公表時点において、センターのホームページにおいて、令和2年版、令和3年版、令和4年版、令和5年版、令和6年版の五つの事例集を掲載している。令和2年版には、公表番号146から1553までの事例を、令和3年版、令和4年版には、その続き番号である公表番号1554から1793までの事例をそれぞれ掲載し、令和5年版は、同種事例を一覧できるように、令和4年6月版に追記する形で公表番号1794から1877までの事例をまとめて掲載している。令和6年版では、中間指針第五次追補が策定されたことを受けて、第1部の構成を中間指針第五次追補を取り入れたものに改編した。その上で、損害項目ごとに、これまでの中間指針等の関連箇所を記載し、かつ参照すべき事例（令和2年版から6年版掲載分）を列挙している（したがって、令和6年版の第1部を見れば、これまでの全ての事例集に掲載された和解事例を検索することができるようになっている。）。

今後も継続的に、新しいものを追加したり、既存のものを更新したりなどしていきたいと考えており、その際には、利用者にとって参照しやすい工夫をさらに検討していくことが必要であると考えている。

（５）福島事務所における夜間臨時開所の試行的な実施

令和6年3月に実施した郡山市役所での説明会（福島県主催）の結果を受け、自主的避難等対象区域に在住していた被害者がセンターに係る説明に接する機会等に必ずしも恵まれていなかった可能性があると考え、調査官等による個別対応の機会を提供しつつ、平日昼間には時間を取れなかった被害者にも利用しやすいよう試行的に、福島事務所の開所時間を夜間まで延長し、対面、電話、オンラインにて利用を受け付けるとい

¹³ https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1333592_00001.htm

う、新規の取組を「福島事務所の夜間臨時開所」として実施した。なお、試行的な取組であるため、実施する期間を令和6年8月から令和7年1月までの毎月1回、合計6回とした。

通常 of 自治体等と連携した説明会とは異なり、事前予約制としたが、予約枠の約半分が埋まり、申立件数は8件となった。

通常 of 説明会とは異なる需要が一定程度あったこと等も踏まえつつ、実施形式も含め更なる検討を行い、今後の取組に活かしたいと考えている。

2 電話による問合せの状況

問合せ専用のフリーダイヤルへの問合せ件数は、表 11 に示すとおりである。

【表 11 問合せ専用ダイヤル受付件数の推移】

○平成 23 年から令和 6 年までの推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
受付件数	3,390	12,364	7,162	5,732	3,920	2,388	1,527	1,000	837
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年				
受付件数	656	806	688	1,567	864				

※平成 23 年は 9 月～12 月合計、平成 24 年以降は 1 月～12 月合計。

○令和 6 年月別内訳

	令和6年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
受付件数	94	122	105	76	64	70	66	64	53	59	54	37

【概要】

令和 6 年のコールセンターにおける受付件数は 864 件であり、前年から 44.9%減少した。

コールセンターへの受付件数の減少は、東京電力に関する問合せが前年から大きく減少したことが特に影響している。「第 5 1 中間指針第五次追補の経緯及び概要」等でも後述するように、令和 5 年は令和 4 年 12 月の中間指針第五次追補策定以降、その関連の問合せが増加していたが、本年は直接請求手続による追加賠償が概ね完了したことでその問合せが落ち着いてきたものと考えられる。

引き続き広報チラシ等を通した周知・広報活動と有機的に連動させながら、電話による問合せにおいても、適切かつ丁寧な対応をしていきたい。

第5 中間指針第五次追補

1 中間指針第五次追補の経緯及び概要

(1) 第五次追補の策定に至る経緯

本件事故の被害者が、国や東京電力を被告として本件事故を原因とする損害賠償を求める集団訴訟を全国各地で提起していたところ、高等裁判所において判決が言い渡されていた7件の控訴審判決¹⁴について、令和4年3月、最高裁の上告棄却決定及び上告不受理決定により、東京電力の損害賠償額が確定した。

これを踏まえ、同年4月27日の第56回審査会において、中間指針の見直しも含めた対応を検討するに当たり、専門委員を任命して¹⁵、上記7件の判決等の調査・分析を行うこととされ、同年9月26日の第58回審査会において中間報告¹⁶が、同年11月10日の第59回審査会において最終報告¹⁷が専門委員によりなされた。

そして、審査会は、同年8月29日及び30日に行った現地視察や、上記最終報告を踏まえて、中間指針の見直しについて第59回を含めて5回の会議において議論を行い、同年12月20日の第63回審査会において、第五次追補を決定した¹⁸。

また、同日、永岡文部科学大臣（当時）から、東京電力ホールディングス株式会社の小早川社長に対し、第五次追補を踏まえた適切な賠償等について要請を行った。

(2) 第五次追補の概要

まず、中間指針第五次追補「第1 はじめに」の「2 基本的考え方」において、東京電力に対する要求として、以下の事項が明記されたことは重要である。

すなわち、①東京電力には、指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められること、②センターにおける和解の仲介においては、第四次総合特別事業計画において東京電力が示している「3つの誓い」のうち、特に「和解仲介案の尊重」について、改めて徹底することが求められること、などが明記された。

その上で同追補「第2 政府による避難指示等に係る損害について」以降の項におい

¹⁴ ①仙台高等裁判所令和2年3月12日言渡判決、②東京高等裁判所令和2年3月17日言渡判決、③仙台高等裁判所令和2年9月30日言渡判決、④東京高等裁判所令和3年1月21日言渡判決、⑤仙台高等裁判所令和3年1月26日言渡判決、⑥東京高等裁判所令和3年2月19日言渡判決、⑦高松高等裁判所令和3年9月29日言渡判決。

¹⁵ 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第4条第2項参照。

¹⁶ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225_00006.htm

¹⁷ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225_00003.htm

¹⁸ 第五次追補は、以下の文部科学省のウェブサイトにて公表されている。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/1413225_00002.htm

て、これまでに示された指針に加えて、次のような損害の範囲等が示された。

①過酷避難状況による精神的損害¹⁹

②生活基盤喪失・変容による精神的損害²⁰

③相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害²¹

④精神的損害の増額事由

⑤自主的避難等に係る損害²²

この中で、④については、総括委員会が平成 24 年 2 月 14 日に策定した「総括基準（精神的損害の増額事由等について）」に定められていた増額事由について、第五次追補においても、それと同様の事由が認められ、かつ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる場合には、日常生活阻害慰謝料を増額することになる旨、示されることとなったものである²³。また、増額事由のうち、当該事由の内容が明確で、その認定が比較的容易な一定の事由については、センターにおける賠償実務を参照し、増額の目安も示されることとなった²⁴。

2 東京電力の対応

東京電力は、令和 5 年 1 月 31 日、第五次追補を踏まえた自主的な賠償基準の概要として「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」²⁵を、同年 3 月 27 日に「中間指針第五次追補等を踏まえた追加の賠償基準に係る具体的なお取り扱い等について」²⁶を、それぞれプレスリリースとして公表した。

東京電力は、第五次追補を踏まえた追加賠償請求の受付を開始するに際し、ウェブ受付システムを設置するなどの配慮をしたものの²⁷、ウェブ受付システムにログインできず、個別対応を要する被害者が多かったことも影響して、コールセンターへの問合せが殺到し、数か月間にわたり電話が繋がりにくい事態が続いた。加えて、東京電力は、請求書等を誤った住所へ送付したことから、手続を中断することを余儀なくされ、請求書の送付時期を同年 7 月から 10 月を目途に後ろ倒しした²⁸。

もっとも、東京電力は、令和 7 年 1 月 20 日時点で、約 134 万件の請求を受け、うち

¹⁹ 中間指針第五次追補第 2 の 1。

²⁰ 中間指針第五次追補第 2 の 2。

²¹ 中間指針第五次追補第 2 の 3。

²² 中間指針第五次追補第 3。

²³ 中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 I、備考 1 及び 2。

²⁴ 後記 3（2）参照。

²⁵ https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1664718_8713.html

²⁶ https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665056_8713.html

²⁷ 東京電力ウェブサイト「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」。

https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/daigojitsuiho/

²⁸ 東京電力が令和 5 年 6 月 22 日に公表したプレスリリース「請求書およびダイレクトメールの誤発送に関する原因と対策について」。

https://www.tepco.co.jp/press/release/2023/1665646_8713.html

約 132 万件について支払いを完了したとしており、第五次追補を踏まえた追加賠償の手続は相当程度完了している。他方、同日時点で約 148 万人の賠償対象者のうち住所が判明しているのは約 140 万人であり、その余は調査中とのことである²⁹。

東京電力において、第五次追補を含む中間指針において賠償額の目安が明確に定められなかった事項についての賠償や、個別具体的な事情を踏まえた賠償額の増額について、第五次追補を含む中間指針の趣旨を踏まえて適切に対応することが求められることは、第五次追補の策定前と同様である。

3 申立て及び運用状況

(1) 迅速な解決への貢献

第五次追補において賠償額や増額の目安が明確に定められた事項については、東京電力に対する直接請求手続において適切かつ速やかに賠償がなされることが期待されていたが、追加賠償の手続開始当初は、前記のとおり直接請求手続による賠償に遅滞が生じた。

そこで、センターにおいては、令和 5 年以降、第五次追補に係る事項の迅速な解決を求める被害者に和解仲介手続を活用していただくため、第五次追補を踏まえた申立書の新しい書式をウェブサイト等で提供するとともに、従前から実施していた地方公共団体等と連携した説明会等の広報・周知活動においても、そのような新しい書式を用いた申立書の書き方を説明するなどして、第五次追補に係る事項を含む申立てを積極的に受け付けている。

また、東京電力が少なくとも上記 2 のプレスリリースで賠償する旨を表明した事項及び金額については速やかに賠償を認めるであろうことが予想されたことから、センターとしても迅速な賠償の支払いを図るべく、総括委員会が平成 24 年 12 月 21 日に決定した総括基準「早期一部支払の実施について」を積極的に活用している。

令和 6 年の申立件数 926 件のうち 564 件が第五次追補に係る賠償請求を含むものであり、また、和解件数 930 件のうち、692 件が第五次追補に係る賠償を和解の対象に含むものであった（表 12 参照）。令和 5 年に引き続き、令和 6 年も申立件数及び和解件数の半数以上を五次追補に係るものが占めている。また、前記「第 3 1 既済件数及び未済件数の動向」で紹介したとおり、令和 6 年に早期一部支払を活用した事案においては、仲介委員等の指名から和解案提示までの期間の平均は 1.5 か月であり、令和 5 年に引き続き、極めて迅速な解決が図られている。なお、早期一部支払による一部和解後、残部和解が行われず、最終的に取下げや打ち切りにより手続が終局する結果となることもあるものの、その中には、申立人が早期一部支払分のみで十分であるとしてそれ以上の審理を希望しないなど、実質的には申立人が満足を得て終結したと評価できる事案も一定数含まれている。

²⁹ 第 68 回審査会資料 1-2。

https://www.mext.go.jp/content/20250127-mxt_san-gen01-000039897-2.pdf

今後とも、上記のような第五次追補に関する取組を進め、適正かつ迅速な被害者の救済が図られるように尽力したい。

【表 12 第五次追補を含む申立件数】

	令和 4年	令和5年												
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
期間別申立件数	38	43	216	229	72	67	175	225	137	100	84	70	54	1,472
うち第五次追補含む	1	4	82	53	11	30	114	174	105	66	56	54	37	786
期間別既済件数	109	81	47	70	105	110	127	109	115	112	152	139	125	1,292
和解成立	85	67	38	51	83	75	100	87	84	88	110	110	98	991
うち第五次追補を含む	—	—	—	—	—	—	—	61	68	74	88	92	81	464
和解打切り	7	8	3	7	5	13	5	8	11	7	19	5	10	101
うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	4	8
取下げ	17	6	6	12	17	22	22	14	20	17	23	24	17	200
うち一部和解成立後	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	6	4	16

	令和6年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
期間別申立件数	39	152	159	54	41	35	100	109	61	88	56	32	926
うち第五次追補含む	27	85	84	33	26	26	63	68	43	59	35	15	564
期間別既済件数	126	108	118	109	118	84	102	104	80	107	92	79	1,227
和解成立	87	82	90	84	92	67	74	77	62	84	67	64	930
うち第五次追補を含む	65	67	67	65	71	57	55	59	42	63	40	41	692
和解打切り	11	10	13	7	8	10	7	11	6	11	11	7	112
うち一部和解成立後	0	5	3	0	3	0	1	2	1	3	2	0	20
取下げ	28	16	15	18	18	7	21	16	12	12	14	8	185
うち一部和解成立後	8	7	3	2	4	2	4	0	0	2	0	0	32

※令和5年6月以前に和解が成立したものについても第五次追補分が含まれている事案は存在するが、統計データとして正式に取得し始めた令和5年7月以降を記載している。

（２）第五次追補に定められた慰謝料の増額について

前記１（２）のとおり、日常生活阻害慰謝料の増額については、第五次追補において、総括委員会が平成24年2月14日に決定した総括基準「精神的損害の増額事由等について」の内容が一部取り込まれ、また、センターの実務も踏まえた上で、一部について増額の目安が定められるなどした。すなわち、第五次追補は、当該増額事由の内容が明

確で、その認定が比較的容易なもの³⁰については、一定の資料等から増額事由に該当することが確認できる場合には目安額の限度で当然に増額することを定めるとともに、これらの場合にも個別具体的な事情を考慮して目安を上回る増額があり得ること³¹、具体的な増額の目安が定められなかった項目についても個別具体的な事情を踏まえて増額の金額を検討すべきこと³²を明示したものであるが、基本的な考え方として、センターにおけるこれまでの実務を変更するものではないと考えられる。センターとしては、第五次追補の策定前の賠償実務と同様に、各事案の個別具体的な事情を踏まえ、増額が必要であると判断される事案については、適切妥当に増額する和解案を提示する方針であり、これまで、各事案の個別具体的な事情を踏まえて日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解事例は多数集積している。

また、第五次追補は、生活基盤喪失・変容による精神的損害について、避難者の住居があった地域に応じて、損害額の目安を示しつつ、「本件事故前の居住期間、地域社会との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得る。」として、賠償額の目安額からの増額を基礎付ける個別具体的な事情を例示するとともに、これらを踏まえて目安額よりも賠償額を増額すべき場合があることを重ねて説明している³³。センターとしては、第五次追補における上記例示を参考にしながら、各事案の個別具体的な事情を踏まえて増額が必要であると判断される事案について適切妥当な増額を検討しており、これまで、各事案の個別具体的な事情を踏まえて生活基盤喪失・変容による精神的損害に係る慰謝料の増額を認める和解事例は相当数集積している。

さらに、第五次追補は、その他の慰謝料等についても、個別具体的な事情を踏まえて目安額よりも賠償額を増額すべき場合があることは当然である旨を繰り返し強調しており³⁴、センターとしては、各事案の個別具体的な事情を踏まえて増額が必要であると判断される事案について適切妥当な増額を検討している。

いかなる場合にどの程度の増額がなされるべきかについては、事柄の性質上、一般的・抽象的な基準のようなものを示すことが困難であると考えられるが、センターとしては、第五次追補を含む中間指針の趣旨や位置付けを踏まえ、これまでの賠償実務と同様、各事案の個別具体的な事情を十分に考慮し、適切妥当な和解案を提示するよう努めたい。

4 課題及び今後の対応

以上のとおり、センターは、第五次追補に関し、令和5年に引き続き、早期一部支払なども活用しながら迅速な賠償の実現に向けて対応してきたものである。今後とも、被

³⁰ ①要介護状態にあること、②身体又は精神の障害があること、③これらの者の介護を恒常的に行ったこと、④乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、⑤妊娠中であること。

³¹ 中間指針第五次追補第2の4指針ⅡないしⅣ、備考3ないし5。

³² 中間指針第五次追補第2の4指針Ⅴ、備考6。

³³ 中間指針第五次追補第2の2指針Ⅰ、備考10。

³⁴ 前記1（2）参照。過酷避難状況による精神的損害について中間指針第五次追補第2の1備考4等。

害者に対する賠償が全体として円滑に進むよう、状況に応じて適切に対応していきたい。

また、一般的に、東京電力に対する直接請求手続は、その対象者が膨大な数にのぼるため、被害者への対応は画一的なものとなりがちであり、センターにおける和解仲介手続においては、各事案の個別具体的な事情を踏まえたきめ細かい対応が期待されていると考えられる。このような直接請求手続の一般的な性質等に照らすと、第五次追補が繰り返し強調しているような各事案の個別具体的な事情を踏まえた賠償額の目安額からの増額について直接請求手続のみで対応するには限界があると考えられるため、センターとしては、東京電力における第五次追補に関連する直接請求手続が相当程度完了している現在であるからこそ、そこでの賠償額に不服のある被害者から申立てがされることを念頭に置きつつ、目安額を超える額の賠償を認めるべき個別事情の有無等についても丁寧に審理、検討するよう努めたい。そして、第五次追補を含む中間指針の趣旨や位置付けを踏まえ、これまでの賠償実務の運用と同様、各事案の個別具体的な事情を十分に考慮し、適正、迅速かつ公平な和解仲介を行っていきたい。

加えて、必要な情報が行き届くよう、前記第4で紹介した説明会や関連団体（福島県弁護士会や福島県司法書士会等）との協議会等の開催を重ね、広報・周知活動の一層の推進に努めたい。

第6 当面の課題と解決に向けた取組

1 本件事故発生から13年が経過して

令和6年3月、本件事故発生から13年が経過した。

福島県内では、令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除され、帰還困難区域においては、避難指示を解除し居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」が定められていたが、令和5年11月までに6町村（葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯舘村）の同区域全てにおいて避難指示が解除された。特定復興再生拠点区域外においては、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」が定められ、現在においても除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組が実施されている。

復興への取組の一つとして、政府は、令和4年3月の復興推進会議において決定された「福島国際研究教育機構基本構想」に基づき、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとして、福島国際研究教育機構を令和5年4月1日に設立した。

そのほか、令和6年11月には福島第一原子力発電所で初めて行われていた核燃料デブリの試験的な取り出しが完了しており、廃炉に向けた取組についても進んでいるといえる。

このように、本件事故からの復興に向けた取組が着実に進められているが、その一方で、ALPS 処理水（トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水をいう。）の海洋放出については、令和3年8月20日の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において取りまとめた「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」等を踏まえて、政府一丸となり対策を進めているものの、引き続き風評被害への対応が必要となるなど依然として課題は残されている。

近年、センターの和解仲介手続に大きく影響が及ぶ事項としては、前記「第5 中間指針第五次追補」のとおり、令和4年12月20日に第五次追補が策定されたことが挙げられる。センターにおいては、その着実な運用に向け、令和5年に引き続き運用上の論点の整理・検討や事務処理体制の整備をするともに、早期一部支払の活用等により、迅速な賠償の実現にも努めているところである。

上記のように政府等による復興への取組が進められているところ、センターとしても、被害者の生活再建に資するべく、引き続き、和解仲介手続についての広報・周知活動を積極的に行うとともに、申立てがされた事案について、迅速かつ個別具体的な事情を踏まえた丁寧な審理に努め、必要な賠償の実現を図っていきたい。

2 ALPS 処理水に係る対応

（1）基本的な考え方

令和3年4月13日、政府は、ALPS 処理水を海洋放出により処分することを内容とする基本方針を決定した³⁵。その後、令和4年7月には、東京電力が申請した ALPS 処理水の海洋放出設備等に係る実施計画の変更が原子力規制委員会により認可された。

また、同年8月30日の関係閣僚等会議の中で示された「ALPS 処理水の処分に伴う対策の強化・拡充の考え方」³⁶の中で、政府は、東京電力に対し、同年内を目途にそれぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表するよう指導することとした。政府の指導を受け、東京電力は、同年12月23日、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準について」を公表した³⁷。

その後、令和5年8月22日の関係閣僚等会議における政府方針の決定を受け、東京電力は、令和6年末までに10回にわたり ALPS 処理水の海洋放出を実施し、令和7年以降も、順次、海洋放出を予定している。

ALPS 処理水の処分等による風評被害については、政府一丸となり風評対策を講じているが、それでもなお生じる風評被害には、東京電力が適切に損害賠償を行う必要があるとしている。また、前記基本方針に基づく当面の対策³⁸においては、「個別の損害賠償に不服がある場合には、政府は、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）の活用を促すとともに、東京電力が自ら誓約した「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する」とされている。

審査会としては、第65回審査会（令和5年9月27日）において、内田貴会長が、ALPS 処理水の海洋放出に係る風評被害を理由とする損害賠償に関して、「風評被害の対応については、ALPS 処理水の海洋放出後も風評被害の影響を最大限抑制するべく取組を行うことなど、しっかりと政府が対応していると承知をしております。そのうえで中間指針の中には、風評被害の賠償の基本的な考え方がすでに示されております。ALPS 処理水の海洋放出にかかる風評被害につきましても個別具体的な事情に応じて、本件事故との相当因果関係が認められれば賠償の対象となりうると考えております。」と発言³⁹し、それ以降の審査会において ALPS 処理水の海洋放出に関する風評被害の賠償の状況をフォローアップしている。

（２）申立状況について

ALPS 処理水の海洋放出に係る風評被害に関連する賠償請求を含む申立ての件数は、令

³⁵ 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議）。

³⁶ https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committee/osensuisyori/2022/25_03.pdf

³⁷ https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/1664524_8712.html

³⁸ 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」（令和3年8月24日 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議）。

³⁹ 第65回審査会会議事録。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/gijiroku/1422768_00018.htm

和 6 年末までで 26 件である。そのうち令和 6 年末までの既済件数は 3 件であり、既済事由の内訳は和解成立 2 件、打切り 1 件である。

一方、東京電力によると、令和 7 年 1 月 22 日時点で、問合せ件数が約 3,200 件、直接請求手続に係る請求書発送件数が約 1,600 件、請求書受付件数が約 870 件、賠償済み件数が約 440 件であったとされている⁴⁰。直接請求手続が係属しているものの賠償未了のものが多く、問合せ段階のものも非常に多いため、今後、直接請求手続の進展次第で、センターへの申立てにつながる潜在的な可能性は大きいと考えられる。

センターとしては、申立てに係る事案の個別具体的な事情を踏まえて検討し、本件事故と相当因果関係が認められる損害について賠償が実現できるよう、適切に対応していきたい。また、今後の申立件数等の動向を見据えながら、被害者に対する賠償が滞ることがないように状況に応じて適切に対応していきたい。

（３）和解条項に清算条項を付ける場合の対応等

センターでは、和解仲介手続において和解契約を成立させるに当たり、いわゆる清算条項（本件事故に起因する損害の全部又は一部に関し、当事者が当該和解契約に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認することを内容とする条項）を付すことについては、申立人に不測の不利益が及ぶことがないようにするという観点から、基本的に消極とする姿勢で臨んできている。また、清算条項を付す場合であっても、その相当性を慎重に吟味し、総括委員会の助言を求めるという内部手続を経た上で、和解契約を成立させている。

ALPS 処理水の処分等により風評被害が発生した場合に備え、センターにおいては、政府方針が示された令和 3 年 4 月以降、ALPS 処理水の処分等の影響があり得る営業損害等の損害項目について清算条項を付す場合には、ALPS 処理水の処分等に伴う風評被害に基づく損害賠償については同清算条項の効力が及ばないという除外文言を付加する扱いをし、ALPS 処理水の処分等に関し、被害者救済の途が閉ざされることのないようにしており、引き続き同様の対応を行っていくこととしている。

3 審理の現状と課題

（１）令和 6 年における案件の動向

ア 申立事件について

令和 6 年の申立件数は 926 件であり、令和 5 年と比較すると 546 件減少したが、前記「第 2 申立ての動向」のとおり、減少したのは個人申立ての件数である。令和 5 年は、前記「第 5 中間指針第五次追補」のとおり、令和 4 年 12 月 20 日に第五次追補が策定されたことを踏まえ、追加賠償が開始され間もない時期であったことによる申立てが一定程度あったのに対し、令和 6 年は直接請求手続による追加賠償の支払いが相当程度完了

⁴⁰第 68 回審査会資料 1-3。

https://www.mext.go.jp/content/20250127-mxt_san-gen01-000039897-3.pdf

していること等が、このような個人申立ての件数の減少に特に影響していると考えられる。しかしながら、申立件数 926 件のうち初回申立件数が 456 件 (49.2%) と約半数を占めることから、広報・周知活動を通じて、これまで和解仲介手続を利用しなかったがために十分な賠償を受けていない被害者への働きかけを行うことは、引き続き重要であると考えられる。そして、前記第 4 1 (1) のとおり、説明会を実施した月には顕著に申立件数が多くなること (申立件数が 100 件以上となった月は、いずれも説明会を集中的に実施した月である。)、また、説明会を実施していない市町村では、本件事故からの時間経過に伴い申立件数が収束していくのに対し、説明会を実施している市町村では、説明会自体による申立件数増加はもとより、説明会を通じた周知効果により、説明会のない時期においても一定の申立てがなされる傾向にある⁴¹ことに照らすと、説明会を積極的に開催することが十分な救済を受けていない被害者への働きかけとして有効であると考えられる。以上を踏まえ、説明会については、より一層の充実を図るべく、必要な活動を継続的に行っていきたい。

また、申立件数 926 件のうち第五次追補を含む申立件数は 564 件であり、令和 5 年に引き続き第五次追補に係る申立てが半数以上を占めている。センターとして各事案の個別具体的な事情を踏まえ、適切妥当な和解案を提示するよう努めたい。

ところで、法人申立ては、平成 30 年までは全体の 20% を上回る割合を占めていたが、その後、徐々に逡減し、令和 4 年の 42 件 (3.6%)、令和 5 年は 52 件 (3.5%) と減少傾向であったところ、令和 6 年は 60 件 (6.5%) と若干増加した。これは ALPS 処理水放出に関連する申立てのほとんどが法人申立てであったことによるものと考えられる。また、弁護士代理による申立ては、令和 3 年には 20% を上回る割合を占めていたが、令和 4 年に 38 件 (3.3%) となったのに続き、令和 5 年は 35 件 (2.4%)、令和 6 年は 33 件 (3.6%) となった。このように、法人申立てや弁護士代理による申立ての割合が極めて小さくなったのは、その傾向が説明会を複数の市町村と連携して実施し始めた令和 4 年以降に顕著となったことに鑑みても、説明会経由による個人の本人申立てが増えたことが影響しているものと考えられる。

上記のとおり弁護士代理による申立ては少ない状況にあるものの、代理人の給源である弁護士が和解仲介手続に参与した経験を有すること、あるいは、原子力損害賠償に関する知見を適切に更新していることは、十分な賠償を受けていない被害者への法的支援や、被害者救済のためのより充実した審理の実現に寄与するものと考えられることから、弁護士に対し、原子力損害賠償に関する基本的な知識や情報を伝える取組は重要であると考えられる。センターにおいては、現地の被害者が必要に応じて適切な法的支援を受けることができる態勢を維持しておくことの重要性に鑑み、上記の取組として、令和 6 年は、第 4 1 (3) で述べたように、生活基盤喪失・変容による精神的損害の増額案件等の第五次追補に関する重要な和解事例を公表したことを踏まえ、福島県弁護士会に対

⁴¹ なお、健康診断会場や確定申告会場で実施する説明会は、主催する市町村内で実施することもあるが、避難先等の別の市町村で実施することもあるが、広報・周知活動としての効果に有意な差はなく、いずれの場合にも、同様に周知効果があるものと考えられる。

して公表事例を損害賠償項目ごとにわかりやすくまとめた資料を提供した。また、弁護士に対して必要な情報等を提供するとともに現地の実情や問題を把握する取組として、福島県弁護士会との協議会も開催している。

イ 既済事件・未済事件について

令和6年末時点での未済件数は778件であり、令和5年末時点での1,079件から大幅に減少した。これは、前記アのような申立件数の減少があった中で係属未済事件が順調に終局し、既済件数はこれまでと同水準を維持したことが主要因であると考えられる。

センターとしては、令和5年の活動状況報告書にも記載したとおり、引き続き、一つの案件について複数の担当調査官が協働して充実した調査等を行い、内部における相談体制や、事例検討会の実施などの取組を行っている。

また、申立人が賠償金を受け取ることができないままに長期間が経過することを極力避けるため、令和5年に引き続き、早期一部支払を活用しながら、申立人がその請求額の一部のみでも早期に支払を受けることができるようにする運用も積極的に行っている（令和6年における一部和解までの平均期間1.5か月）。

第5 3（1）でも言及したとおり、早期一部支払による一部和解後、残部和解が行われず、最終的に取下げや打ち切りにより手続が終局する結果となることもあるものの、その中には、申立人が早期一部支払分のみで十分であるとしてそれ以上の審理を希望しないなど、実質的には申立人が満足を得て終結したと評価できる事案も含まれている。また、和解仲介の申立てと並行して直接請求もされていたところ、和解仲介手続により得られた資料も踏まえて直接請求による賠償が実現した結果、申立てが取下げに至ったと考えられる事案も見受けられる。以上のとおり、最終的な終局事由が取下げ又は打ち切りとされている事案の中にも、センターの和解仲介を契機として紛争が解決したと評価できるものが一定数含まれているといつてよいと考えられる。

センターとしては、引き続きこれらの取組などを行いつつ、センター内の体制の整備といった課題などにも取り組み、適正、迅速かつ公平な和解仲介に努めることはもとより、被害者が制度全体を通じて十分な救済を得て実質的な紛争解決が図られるよう、今後とも紛争解決機関としての役割を果たしていきたい。

（2）消滅時効により権利行使ができなくなる事態の阻止・回避

ア 東京電力の対応の注視

東京電力は、令和3年8月に認定された第四次総合特別事業計画において、時効に関する基本的な考え方として「賠償に当たっては、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々のご事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応する」ことを明記した。この点については、令和4年1月31日に開催された第55回審査会以降、継続的に同趣旨の発言をしているところである。

これまでのところ、和解仲介手続において、東京電力から時効を理由にした主張がさ

れた事案は認められないものの、センターとしては、東京電力の時効に関する上記方針が今後も確実に遵守されていくように引き続き注視していきたい。

イ 申立人に対する終局時の説明等の取組

センターでは、和解仲介手続を終了する場合、申立人がその後に訴えを提起する機会を喪失することがないように、手続の終局に先立って申立人に対して行う説明を工夫している。

具体的には、申立てに係る事項の全部又は一部について和解案を提示できない場合（例えば手続に表れた主張や証拠関係からは請求権の認定が困難であるような場合や、既払分を超える損害の認定が困難であるような場合）で、申立人がその全部又は一部につき訴訟を検討しているようなときには、打切りを選択する方が良いこともある（センターの手続においては証人尋問や鑑定といった方法を利用できないなどといった一定の限界がある。また、時効との関係では、和解仲介を打ち切ることで、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第18条の2の規定により、その打切りの通知を受けた日から1か月以内に訴えを提起したときは、和解仲介の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、例えば、手続進行中に消滅時効の期間が経過してしまった場合であっても、その期間を経過する前に訴えを提起したものと扱われる。）旨を説明している。申立人が打切りを希望した案件については、全部又は一部打切りの手続をとる運用をしている。

（３）訴訟係属案件における和解仲介の促進

センターの和解仲介手続における案件と並行して訴訟が係属している場合において、和解仲介手続に係る申立てと並行する訴訟のそれぞれの請求内容（請求する損害項目等）が同一であるか又は重複するときには、訴訟と和解仲介の判断内容が異なる事態が生じ得る。

和解仲介手続の進行中の事案について、控訴審や上告審に訴訟が係属している場合において、東京電力は、既に言い渡された判決と重複する請求項目について判決の判断と異なる内容の和解に応じることには依然として消極的であるが、このような場合であっても、並行する訴訟の訴えを取り下げる旨の条項を設けたり、和解の対象となる損害項目を工夫したりするなど、個別の案件に応じて当事者間の意向を調整し、できる限り和解による解決を目指して工夫をしている。

また、7件の高裁判決⁴²が確定したことから、特にこれらの訴訟の原告であった申立人が、第五次追補での目安額が訴訟での認容額を上回る場合において、その差額を和解仲介手続において請求する事案が現れている。東京電力は、ウェブサイトにおいて公表している「中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内」⁴³において、「賠償項目に

⁴² 前掲・注14。

⁴³ 前掲・注27。

ついて、直接請求手続や ADR や訴訟などにおいて既に同趣旨の損害を賠償させていた
いている場合には、中間指針第五次追補等を踏まえお支払い済みの金額との差額を賠償さ
せていただきます」などと表明している。

確定判決を受けている者については、新たな訴訟が提起された場合には、既判力によ
り確定判決と異なる判断が遮断されるものの、審査会の専門委員の最終報告⁴⁴でも示さ
れたように、既判力は訴訟法上の効力にとどまり、実体法上の権利そのものを変更する
ものではない。和解仲介手続においては、そのようなことも踏まえ、中間指針等に照ら
して事案に応じた適切妥当な和解案を提示していくことになるものと思われる。

（４）東京電力による和解案拒否案件

令和 6 年に既済となった案件の中に、仲介委員の示した和解案を東京電力が拒否した
ことによって打切りとなった案件は、令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年に引き続き 0 件で
あった。

センターの和解仲介手続において、仲介委員は、東京電力が提示した和解案の受諾を
いったんは拒否する姿勢を示した場合であっても、東京電力に対し、再度、和解案を受
諾するよう働きかけ、案件の内容によっては和解案提示理由書を交付するなどして、紛
争解決を目指しているところである。センターとしても、東京電力の和解案拒否により
手続が打切りになった場合には、和解仲介手続の申立てにあたり参考となる資料を提供
するといった趣旨から、適当と認めるときは和解案提示理由書等を公表しており、今後
も引き続き、このような紛争解決に向けた働きかけを実践していきたい。

また、東京電力は、「3 つの誓い」において、センターの和解案を尊重する旨明言して
おり、センターとしては、東京電力に対してこのことを再認識した上で、センターから
の紛争解決に向けた働きかけに真摯に対応するよう、引き続き求めている。

4 広報等における課題

センターによる広報・周知活動の状況は、おおむね前記第 4 のとおりであり、令和 6
年は、令和 5 年に引き続き、確定申告⁴⁵や健康診断等の際に申立相談窓口を設ける形での
説明会を積極的に実施することや各種広報媒体を利用した機会を捉えた広報・周知活動
に努めるのみならず、福島事務所夜間臨時開所といった試行的な新規の取組も実施する
ことで一定の成果を上げたと分析している。初回申立割合がいまだに高いことから、セ
ンターのことをよく知らない、正確な情報を得られないために利用に至っていない被害
者もいまだに一定数存在していると推察される。この点について、各地域の特性も踏ま
えて、センターの存在や活動内容、和解仲介手続の利用方法、地域ごとの和解事例とい
った情報を被害者の方に適切に提供すべく、広報・周知活動を引き続き積極的に行って

⁴⁴ 前掲・注 17 の最終報告の「3-3-2-2. 既に確定した判決や和解済み案件等がある場合の留意点」参
照。

⁴⁵ 地方公共団体で行われている県民税・市町村民税の申告。

いく必要がある。

加えて、事故から 13 年以上経過したこともあり、当時被害者であった方が亡くなっている場合、原子力損害の賠償に係る権利はその相続人に相続されていることから、今後は被害者の方のみならずその相続人に向けた広報・周知活動についても取り組む必要がある。

このほか、電話による問合せ等とも有機的・相乗的に連動させつつ、地方公共団体とも連携を深めながら、丁寧な対応をしていく必要がある。

今後とも、被害者の方にセンターの存在や和解仲介手続の仕組み等についてより認識を深めていただき、その救済を実効的なものにするため、効果的な広報・周知活動を検討し、展開していきたい。